

転出届 に伴う諸手続き（内子町から転出される方へ）

令和 7 年 8 月時点



新しい住所に住み始めた日から 14 日以内 に、転入先の市区町村役場で転入届をしてください。

【必要なもの】

- ・ 転出証明書またはマイナンバーカード
- ・ 届出人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
- ・ 代理人が届出をする場合は、委任状
- ・ 外国人住民の方は、在留カードまたは特別永住者証明書

【注意事項】

- ・ 転入先の住所等が変更になっても、内子町役場での手続きは不要です。転入先の市区町村役場へ変更内容を申し出て転入届をしてください。
- ・ 都合により転出を取りやめた時は、内子町役場（本庁・分庁・支所）の窓口で、すみやかに転出取消しの手続きをしてください。

【問い合わせ先】

- | | |
|--|----------------|
| ☐ 内子町役場本庁 住民課 受付係 | ☎ 0893-44-6152 |
| ☐ 内子分庁 内子総合窓口センター 受付係 | ☎ 0893-44-2112 |
| ☐ 小田支所 住民福祉係 | ☎ 0892-52-3111 |

その他のお手続きは、以下をご確認ください。

	項 目	手 続 き【必要なもの】
☐	印鑑登録をされている方	* 転出(予定)日に登録が抹消されます。 * 【印鑑登録証】はお返しいただくか、ご自身で処分してください。 * 必要な方は、転入先の市区町村で新たに印鑑登録の手続きをしてください。
☐	通知カードをお持ちの方	* 国外へ転出される方は、【通知カード】をご持参のうえ返納手続きをしてください。
☐	マイナンバーカード (個人番号カード) または 住民基本台帳カード (住基カード) をお持ちの方	* 新しい住所に住み始めた日から 14 日以内に、転入先の市区町村へ【マイナンバーカード又は住基カード】をお持ちになり、継続利用の手続き(住所変更)をしてください。 * 転入届当日にカードを持参されなかった場合は、転入届出後 90 日以内に継続利用手続きが必要です。 * 期間内(14 日以内に転入届、90 日以内に継続利用)に手続きされなかったカードは自動的に失効します。改めてマイナンバーカードの交付を受ける際は手数料が発生します。 * 継続利用を希望されない方は、カードの返納届をしてください。 * 国外へ転出の場合、【マイナンバーカード】をお持ちになり国外転出継続利用の手続きをしてください。 * 申請したマイナンバーカードを受け取っていない方は、転入先の市区町村で再申請が必要です。
☐	電子証明書をお持ちの方 (マイナンバーカードに格納されています)	* 利用者証明用電子証明書は、引き続き利用できます。 * 署名用電子証明書は、転出(予定)日に自動的に失効します。必要な方は、転入先で新たに交付申請(英数字6～16桁の暗証番号が必要)をしてください。 * 転入届と同時に電子証明書の交付を希望する場合で、同一世帯の方が代理で申請するときは、【委任状(暗証番号の記入及び封入・封緘処理されたもの)】が必要です。

※手続きには、マイナンバーや本人確認書類の提示、印鑑、追加書類が必要な場合もあります。

	項 目	手 続 き【必要なもの】	問 い 合 せ 先
☐	内子町国民健康保険に加入している方	*【資格確認書または資格情報のお知らせ】をお持ちの方はお返しく下さい。 * 内子町の資格確認書は、転出(予定)日の前日まで使えます。 * 施設等に入所する方や学生はお申し出ください。 * 国民健康保険税は再計算して、後日税務課より通知します。	住民課 国民健康保険係 ☎0893-44-6152 (保険税について) 税務課 国民健康保険税係 ☎0893-44-6153
☐	内子町国民健康保険の各種認定証をお持ちの方	*【各種認定証】をお返しく下さい。	
☐	後期高齢者医療保険に加入している方	*【資格確認書】をお返しく下さい。 * 県外の施設等に入所する方はお申し出ください。 * 県外へ転出をする方には、負担区分等証明書をお渡しますので、転入先の市区町村へご提出ください。	住民課 後期高齢者医療保険係 ☎0893-44-6152
☐	国民年金に加入している方	* 手続きは不要です。 * 納付書はそのままお使いください。 * 口座振替は継続されます。 * 国外へ転出される方は、資格喪失または任意加入の手続きが必要です。	住民課 国民年金係 ☎0893-44-6152
☐	介護保険被保険者証をお持ちの方	*【被保険者証】をお返しく下さい。 * 保険料は再計算をして、後日通知します。 * 施設・病院等に入所・入院する方はお申し出ください。	保健福祉課 介護保険係 ☎0893-44-6154
☐	介護保険要介護・要支援の認定を受けている方	*【介護保険受給資格証明書】をお渡します。転入先の市区町村へお持ちになり、引継認定の手続きをしてください。	
☐	身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者手帳をお持ちの方	* 手続きは不要です。 * 転入先の市区町村へ【手帳】をお持ちになり、住所変更の手続きをしてください。	
☐	重度心身障がい者医療費受給者証をお持ちの方	*【受給者証】をお返しく下さい。 * 内子町の受給者証は、転出(予定)日の前日まで使えます。	保健福祉課 障がい者福祉係 ☎0893-44-6154
☐	特別児童扶養手当を受給している方	* 手続きは不要です。 * 転入先の市区町村で手続きをしてください。	
☐	犬を飼っている方	* 手続きは不要です。 * 転入先の市区町村へ【鑑札】をお持ちになり、住所変更の手続きをしてください。	保健福祉課 福祉庶務係 ☎0893-44-6154
☐	水道・下水道を使用している方	* 閉栓、または名義変更の手続きをしてください。 * アパート等の集合住宅は、手続きが不要な場合がありますので、貸主にご確認ください。	上下水道対策班 ☎0893-44-6158

	項 目	手 続 き【必要なもの】	問い合わせ先
☐	子ども医療費受給者証をお持ちの方	* 喪失届をして【受給者証】をお返してください。 * 内子町の受給者証は、転出(予定)日の前日まで使えます。	こども支援課 児童福祉係 ☎0893-23-9255
☐	児童手当を受給している方 (公務員を除く)	* 消滅届をしてください。 * 転入先での手続きは、状況により必要書類が異なりますので、事前に転入先の市区町村へお問い合わせください。	
☐	保育園・幼稚園等に入園している、または入園申込をしている子どもがいる方	* 退所届をしてください。 * 入園申込中の方は、申し込みの取り下げをしてください。	
☐	ひとり親家庭等医療費受給者証をお持ちの方	* 【受給者証】をお返してください。 * 内子町の受給者証は、転出(予定)日の前日まで使えます。	
☐	児童扶養手当を受給している方	* 【児童扶養手当証書】をお持ちになり転出の手続きをしてください。 * 【児童扶養手当証書の写し】をお渡ししますので、【口座情報が確認できるもの】をあわせてお持ちになり、転入先の市区町村で手続きをしてください。	
☐	妊娠中の方	* 転出後は内子町の妊婦健診受診票は使えません。 * 【母子健康手帳】をお持ちになり、転入先の市区町村で手続きをしてください。	保健センター ☎0893-44-6155
☐	7歳6か月未満の子どもがいる方	* 転出後は内子町の乳幼児健診、予防接種予診票等は使えません。 * 【母子健康手帳】をお持ちになり、転入先の市区町村で手続きをしてください。	
☐	小・中学校に子どもが通学している方	* 在学している学校で【在学証明書・教科用図書給与証明書】をお受け取りください。 * 区域外就学を希望する等の特別な事情がある場合は、事前にお問い合わせください。	教育委員会 学校教育課 (内子分庁) ☎0893-44-2124
☐	町営住宅にお住まいの方	* 入居者全員が転出する場合は、転出予定日の5日前までに退去届をしてください。	建設デザイン課 公営住宅係 ☎0893-44-6157
☐	各種町税が課税されている方	* 基準日(住民税・固定資産税は1月1日、軽自動車税は4月1日)の住所で1年分の税金が課税されますので、引き続きお支払いください。	税務課 ☎0893-44-6153
☐	125cc以下のバイクをお持ちの方	* 【ナンバープレート】をお持ちになり、廃車手続きをしてください。 * 転入先の市区町村でも手続きできます。	
☐	125ccを超えるバイクをお持ちの方	* 所有者の住所が変わった場合は、変更登録手続きが必要です。 * 手続きをおこなった翌年度から、転入先の市区町村で課税されます。	愛媛運輸支局 ☎050-5540-2076
☐	軽自動車(三輪・四輪)をお持ちの方	* 詳しくは、軽自動車検査協会またはディーラー等の代行業者へお問い合わせください。	軽自動車検査協会 愛媛事務所 ☎050-3816-3124

	項 目	手 続 き【必要なもの】	問い合わせ先
☐	防災行政無線（個別受信機）をお持ちの方	*【受信機】をお持ちになり、返還届をしてください。	総務課危機管理班 消防防災係 ☎0893-44-6150

口座情報が確認できるもの：

「預金通帳」または「キャッシュカード」（またはその写し）